

富労発雇均 0730 第1号

平成 30 年 7 月 30 日

一般社団法人 富山県建設業協会

会長 竹内 茂 殿

富山労働局長 佐藤 靖夫



「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立に伴う御協力をお願い

労働行政の運営につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号。以下「改正法」という。）につきましては、本年 4 月 6 日に第 196 回国会に法律案が提出され、同国会において、一部修正の上、本年 6 月 29 日に可決成立し、同年 7 月 6 日に公布されています。

働き方改革を実現するためには、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者においても働き方改革の趣旨を御理解いただき、その上でしっかりと取り組んでいただくことが重要です。

つきましては、周知用資料（別添 1）の貴団体会員企業等への配布、広報例文（別添 2）を活用した広報誌への関連記事掲載など、改正法の周知広報に御協力をお願いいたします。

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

**Point
1**

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

**Point
2**

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の子次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

**Point
3**

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

相談窓口のご案内

■ 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

富山県内の
労働基準監督署
労働時間相談・支援コーナー

時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。

▶検索ワード：労働基準監督署

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

○富山労働基準監督署 TEL 076-432-9141 ○高岡労働基準監督署 TEL 0766-23-6446
○魚津労働基準監督署 TEL 0765-22-0579 ○砺波労働基準監督署 TEL 0763-32-3323



富山労働局

正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。

▶検索ワード：都道府県労働局

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

○【パートタイム労働者・有期雇用労働者関係】雇用環境・均等室 TEL 076-431-2740
○【派遣労働者関係】職業安定部需給調整事業室 TEL 076-432-2718



■ 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

働き方改革
推進支援センター富山

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。

▶検索ワード：働き方改革推進支援センター

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

○働き方改革推進支援センター富山 TEL 076-431-3730



富山産業保健総合
支援センター

医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。

▶検索ワード：産業保健総合支援センター

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx>

○富山産業保健総合支援センター TEL 076-444-6866



富山県よろず支援拠点

生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。

▶検索ワード：よろず支援拠点

<https://yorozeu.smrj.go.jp/>

○富山県よろず支援拠点 TEL 076-444-5605



商工会
商工会議所
中小企業団体中央会

経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。

▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ

http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754

▶検索ワード：全国の商工会議所一覧

<https://www5.cin.or.jp/ccilist>

▶検索ワード：都道府県中央会

<https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm>



富山県内の
ハローワーク

求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。

▶検索ワード：ハローワーク

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

○ハローワーク富山 TEL 076-431-8609 ○ハローワーク高岡 TEL 0766-21-1515
○ハローワーク魚津 TEL 0765-24-0365 ○ハローワーク砺波 TEL 0763-32-2914
○ハローワーク滑川 TEL 076-475-0324 ○ハローワーク氷見 TEL 0766-74-0445



富山県医療勤務環境
改善支援センター

医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。

▶検索ワード：いきサポ

<https://iryoku-kinmukankyoku.mhlw.go.jp/information/>

○富山県医療勤務環境改善支援センター（富山県厚生部医務課内）TEL 076-444-3218
○富山県医療労務管理相談コーナー TEL 076-441-0432



その他の相談窓口

法律について

課題解決の支援

その他

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります！！

～2019 年 4 月 1 日から働き方改革関連法が順次施行されます～

本年 6 月に「働き方改革関連法」が成立し、来年 4 月から順次施行されます。
事業主の皆さまにおかれましては、次の改正内容をご理解いただき、社内制度の整備などに取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

改正ポイント 1 時間外労働の上限規制が導入されます！

【施行：2019 年 4 月 1 日～※中小企業は、2020 年 4 月 1 日～】

時間外労働の上限について、月 45 時間、年 360 時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年 720 時間、単月 100 時間未満（休日労働含む）、複数月平均 80 時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

改正ポイント 2 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

【施行：2019 年 4 月 1 日～】

使用者は、10 日以上 of 年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年 5 日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

改正ポイント 3 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

【施行：2020 年 4 月 1 日～※中小企業は、2021 年 4 月 1 日～】

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間に、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

○上記の改正内容について何か取り組みたいという場合は

働き方改革推進支援センター富山 TEL076-431-3730

をご活用ください！

問い合わせ先 富山労働局雇用環境・均等室 TEL076-432-2740